

カードローンカード規定

1. (カードの発行)

にしんカードローンカード（以下「カード」という）は、各種カードローン規定にもとづき、当金庫が発行するものとします。

2. (カードの利用)

カードは当金庫および当金庫がオンライン現金支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機・現金自動預払機以下「支払機」といいます。を使用して当座貸越借入金の払出しまたは貸越金の随時返済をする場合に利用するものとします。この場合この規定に定めのない事項については、各種カードローン規定、キャッシュカード規定、普通預金規定およびICカード特約、生体認証特約により取扱います。

3. (支払機による出金)

- (1) 支払機を使用して払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の「パスワード」と金額をボタンにより操作して下さい。この場合、カードの「パスワード」を照合し、相違ないと認めたときは通帳および当座貸越金支払請求書または預金払戻請求書によらないで請求額をお支払いいたします。
- (2) 支払機による1回当りの払戻し金額は、当金庫および提携金庫が定めた金額を限度とする千円単位の金額とします。

4. (支払機故障時の取扱い)

- (1) 停電・故障等により支払機が停止し、その取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口で、カードにより当座貸越借入金の払出しまたは随時返済をすることができます。
- (2) 前項により取扱う場合には、当金庫所定の当座貸越金支払請求書または預金払戻請求書に氏名（署名）、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

5. (カードによる出金金額の通帳記入)

支払機または窓口でカードにより出金した（払戻し）金額の通帳への記入は、現金自動預払機の通帳記入のほかは、通帳を当金庫本支店の窓口に提出されたときに行います。

6. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または住所、氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) カードを紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (暗証照合等)

- (1) 支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認

のうえ、当座貸越借入金の払出しをした場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 窓口においてカードを確認し、当金庫所定の当座貸越金支払請求書または預金払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、取扱いました場合にも、前項と同様とします。

8. (カード期限)

- (1) カード期限はカードローン契約書に定める取引期限と同一とします。
- (2) ローン契約書に定める当金庫との約定により、取引期限が延長された場合には、カードは継続使用することとします。
- (3) ローン契約書、キャッシュカード規定に定める当金庫との約定により、この取引が終了した場合には使用中のカードはカード期限のいかんにかかわらず無効とします。

9. (解約等)

- (1) この取引の解約または終了に際しては、カードを当金庫に直ちに返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第直ちにカードを当金庫に返却してください。

10. (譲渡、質入れ等に禁止)

カードは譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まで変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

令和6年11月15日現在